

momoco メンバー規約

改訂：2021年5月20日

株式会社ビザビ（以下「当社」といいます。）が提供する岡山エリア特化インフルエンサーマーケティングサービス「momoco」（以下「本サービス」といいます。）のmomocoメンバー（以下「メンバー」といいます。）は、当社から依頼を受けた各種商品・サービス・イベントに関する広報活動を行うに当たり、本規約記載の以下の条項に同意いたします。

第1条（規約の構成及び適用）

- 1 メンバーと当社との契約には、本規約及び別途当社と合意する条項が適用され、これらにより契約の内容が規律されるものとします。
- 2 本規約のいずれかにおいて定義された用語は、別段の定めがない限り、他の当社規約においても同一の意義を有するものとします。

第2条（規約の変更）

- 1 当社は、本規約を予告なく変更することがあります。この場合、メンバーは、料金その他提供条件において変更後の規約の適用を受けることに同意します。
- 2 本規約を変更したときは、当社ホームページ、その他当社が別に定める方法により通知します。

第3条（入会資格・入会の申込み）

- 1 入会資格は、次のとおりとします。
 - ・街歩きやドライブ、買い物、食べることなどが大好きで、情報発信を通じて街を元気にしていただける方
 - ・岡山県内在住の方
 - ・年齢20歳以上の方
 - ・Instagramのフォロワー（登録者数）が1000人以上の方
- 2 入会希望者は、当社ホームページに表示している申込画面に必要事項を入力の上、当社に送信することにより入会の申込みを行うものとします。
- 3 入会希望者は、前項の申込みを受け、当社が審査を行い入会を許可したときに入会できます。ただし、次の各号に該当する場合には、当社は、入会を許可しないことがあります。
 - (1) 申込者が当社との契約上の義務の履行を怠り、又は当社の社会的信用を失墜させるおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 申込みの内容に虚偽記載があった場合
 - (3) 申込者が岡山県内に在住していない場合

- (4) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、申し込みにつき法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていない場合
 - (5) 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と当社が判断した場合
 - (6) その他、当社が申し込みを承諾することが不相当であると認める場合
- 4 前項の規定により入会を拒絶した場合、当社は、速やかに申込者へ通知するものとします。なお、当社は、申し込みを拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

第4条（入会期間）

入会期間は、入会時から1年間とします。ただし、メンバーが期間満了の2週間前までに退会の意思表示をしない限り1年間自動継続するものとし、以後も同様とします。

第5条（業務内容）

メンバーは、当社クライアントである企業や自治体等の商品・サービス・各種イベントのSNS上における広報活動やモデル活動を行うものとします。

第6条（業務の依頼）

- 1 当社は、メンバーに対し、業務の依頼をする場合、当社所定の事項を記載した発注書を交付するものとします。
- 2 メンバーは、依頼を受けた業務を遂行するに当たり、以下の事項を履行及び遵守しなければなりません。
 - (1) 依頼を受けた業務を定められた日時において適切に実施すること
 - (2) いかなる場合も投稿内に広告記載を行うこと
 - (3) 他人の権利（著作権・肖像権を含む）・利益を侵害し、又は公序良俗に反する投稿を行わないこと
 - (4) その他当社が不適切と認める投稿を行わないこと
- 3 メンバーは、投稿後指定されたインサイトを納品すること。インサイトはフィード、ストーリーズの各投稿分のリーチ・インプレッションがわかるものとします。

第7条（報酬等）

- 1 メンバーの報酬金額又は各料金額は、別途定めます。
- 2 メンバーが当社から受け取る金額は、報酬並びに当該報酬支払に対して課される消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」といいます。）の合計額（以下「報酬」といいます。）とします。法改正により、消費税等に関する税率の変更があった場合の当該報酬支払に対して課される消費税等相当額の算定は、変更後の税率によるものとします。
- 3 メンバーが報告した投稿が、当社の定める最低掲載期間（Instagram 通常投稿・Twitter

投稿は 1 週間、Instagram ストーリーズ投稿は 24 時間) を満たしていない場合は、当該投稿の承認を取り消し、棄却することができるものとします。

第 8 条 (支払方法)

- 1 当社はメンバーに対し、毎月末日締め、翌月末日払いにて、銀行振込により報酬を支払うものとします。
- 2 メンバーは、当社に対し、前項の報酬支払に必要なマイナンバーその他の書類を提出するものとします。

第 9 条 (アンバサダー就任・業務内容)

- 1 メンバーの中から、当社の一定基準を満たす方を、アンバサダーに認定致します。第 5 条の業務のほか、当社が発行・運営する「月刊タウン情報おかやま」(日刊 Web タウン情報おかやまを含む。)、**「オセラ」** 又は **「ハレマチ特区 3 6 5」** のアンバサダーとして、当社が発行する媒体誌、web サイト、SNS 等におけるモデル活動、当社が運営する店舗、EC サイト等におけるモデル活動、話題のお店や NEW オープンスポットの取材活動等のアンバサダー業務 (以下単に「アンバサダー業務」といいます。) を行うものとします。
- 2 各アンバサダーは、「月刊タウン情報おかやま」、「オセラ」に掲載されている店舗又は「ハレマチ特区 3 6 5」の商品をフィード投稿を毎月 1 回以上行うものとします。
- 3 前各項にかかわらず、アンバサダー業務に関する投稿に報酬は発生しないものとします。ただし、各アンバサダーに対しては、当社が選定する各種特典を進呈いたします。

第 10 条 (通知・報告)

- 1 当社からメンバーに対する通知及び報告は、メンバーの指定した電子メールアドレスへの電子メールの送信、LINE、書面の送付、当社ホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。
- 2 当社が前項記載の方法のうち電子メールの送信、LINE 又は当社ホームページへの掲載により通知又は報告を行う場合には、当該通知又は報告は、当社がその発信または送信可能化に必要な処理を完了した日に行われたものとします。
- 3 当社がメンバーに対して第 1 項記載の方法により通知又は報告した場合において、当該通知又は報告がメンバーに到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第 11 条 (通知義務)

メンバーは、申込みの際に記載した氏名、住所、電話番号、支払口座その他業務に必要な情報について変更がある場合、速やかに当社または当社が指定する者に通知するものとします。

第12条（知的財産）

当社がメンバーに提供するソフトウェア等のプログラム及びメンバーが当社に提供した著作物に関する著作権その他一切の知的財産権は、当社に独占的に帰属します。メンバーは当社の許諾する範囲でこれを使用することができるものとし、メンバーに譲渡又はメンバー契約に定める以上に使用を許諾するものではありません。

第13条（資格の停止・中止等）

- 1 次の各号に該当する場合は、当社はメンバーの資格を停止する場合があります。この場合、当社は一切の賠償責任を負いません。
 - (1) メンバーが本規約に違反した場合
 - (2) メンバーが申込みに虚偽の内容を記載したことが判明した場合
 - (3) メンバーが当社の信用を毀損する事実が判明した場合
 - (4) メンバーが違法、信用毀損、公序良俗に反する態様で業務を行った場合
 - (5) その他、客観的にやむを得ない事情がある場合
- 2 当社は、メンバーの資格を停止する場合、緊急やむを得ない場合を除き、事前にメンバーに通知するものとします。

第14条（本サービス提供の廃止）

- 1 当社は、当社の都合により、本規約に基づくサービスの提供の全部又は一部を廃止する場合があります。
- 2 当社は、前項の場合、原則として廃止の3か月前までに事前にメンバーに通知するものとします。

第15条（禁止事項等）

- 1 メンバーは、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (2) 当社又は第三者の財産権、プライバシー権又は肖像権を侵害する行為
 - (3) 当社若しくは第三者を差別誹謗中傷・侮辱し、当社若しくは第三者への差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結び付く行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に当たる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれにつき勧誘する行為
 - (7) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (8) メンバーが直接操作可能となるサーバ、ネットワーク機器の設備等に不正にアクセス

スする行為

- (9) 第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール（スパムメール等）や第三者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）等を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為（チェーンメール）及び当該依頼に応じて電子メールを転送する行為
 - (10) 当社又は第三者のサーバ設備もしくは電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為、その他本サービスの提供を妨害する行為
 - (11) 賭博・ギャンブルを行い、又は勧誘する行為
 - (12) 違法行為（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 - (13) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる、又はそのおそれのある情報を掲載し、又は第三者に宛てて送信する行為
 - (14) 犯罪や違法行為に結び付く、又はそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報又はこれらのおそれのある情報を不特定の者に対して、ウェブページに掲載等させることを助長する行為
 - (15) 第三者に著しく迷惑をかける行為および公序良俗に反する行為
 - (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを貼る行為
 - (17) 前各号のおそれがあると当社が認める行為
 - (18) その他、当社が本サービスのメンバーとして相応しくないと判断する行為
- 2 メンバーとして入会している期間においては、当社経由で受注したクライアントとの直接取引は禁止とする。
 - 3 前項各号のほか、当社は必要に応じ当社ホームページ上において禁止事項及び注意事項等を別途定めることができ、メンバーはこれを遵守するものとします。
 - 4 メンバーの業務に起因して第三者からクレームがあった場合、SNS が炎上した場合、その他のトラブルが生じた場合、メンバーは、直ちに当社に連絡するものとします。その場合、メンバーは、当社の指示に従うものとします。

第16条（損害賠償）

メンバーが故意又は過失により本規約に違反して、当社又はクライアントに損害を与えた場合、メンバーは、当該違反行為により当社又はクライアントに生じた損害を賠償するものとします。

第17条（権利譲渡の禁止・本サービス再販売の禁止）

メンバーは当社の事前の承諾なく、本規約上の地位その他メンバー契約に基づく権利、若しくは義務の全部若しくは一部を他に譲渡し、又は本サービスを第三者に再販売することはできません。

第18条（情報等の保管及び消去）

- 1 当社は、メンバーが登録した情報について、設備等の故障等により滅失した場合に復元する目的で、これを別に記録して一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。
- 2 当社は、メンバーの通信記録を一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。また、当社は、当該情報の開示請求を受けるものではありません。
- 3 当社は、メンバーが登録した情報のうち、登録時の目的を達成し、当社において本サービスの提供に不要と判断したものについては、メンバーに通知を要しないで、これを消去できるものとします。
- 4 当社は、メンバーが登録した情報について、メンバーが退会した場合には、退会した日の翌日以降に全ての情報を消去できるものとします。
- 5 当社は、本条による登録情報の消去によりメンバー及び第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第19条（当社の免責）

- 1 当社は、以下の場合において、メンバーへの通知及び補償なしに、メンバーの登録した情報、コンテンツ、データおよびソフトウェア等を削除することができます。
 - (1) サービスが停止された場合
 - (2) メンバーが退会した場合
- 2 当社は、以下の場合において、一切の保証・補償を行わず、損害賠償およびその他の責任を負いません。
 - (1) 本サービスが停止、中止又は廃止された場合
 - (2) メンバーによる各種の情報、コンテンツ、データ又はソフトウェア等のバックアップに不具合がある場合
 - (3) メンバーが用意した設備・機器、インターネット接続環境が適合しない場合又は不具合がある場合
 - (4) メンバーの利用目的が不適当な場合
 - (5) メンバーが申込画面に虚偽の内容を入力した場合
 - (6) メンバーが申込内容の変更の通知を怠った場合

第20条（秘密情報の取扱）

- 1 以下のいずれかの条件に該当するものをメンバー契約における秘密情報とします。

- (1) 書面上秘密である旨を明示して相手方に開示された情報
 - (2) 記録媒体又は電子データ上で秘密である旨を明示して相手方に開示された情報
 - (3) 口頭で秘密である旨を明示して開示された情報のうち、開示の時から 30 日以内に書面上又は電子データ上秘密である旨を明示して相手方に送付された情報
- 2 前条にかかわらず、以下のいずれかの条件に該当する場合は秘密情報とみなさないものとします。
- (1) 開示を受けた当事者が秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負わず正当に入手した情報
 - (3) 開示を受けた当事者が独自に開発した情報
 - (4) 開示を受けた当事者の故意・過失によらず公知となった情報
- 3 秘密情報を利用する場合は、以下の取扱いを行うものとします。
- (1) メンバー及び当社は、メンバー契約を締結するに至った遂行目的以外の目的で秘密情報を利用、複製、持ち出し（社外への電子メールによる送信を含む。）を行わず、秘密として保持するものとします。
 - (2) メンバー及び当社は、事前に相手方の承諾なく、第三者に対して秘密情報を開示せず、秘密として保持するものとします。
 - (3) メンバー又は当社が、それぞれ過半数の株式を保持しもしくは保持される関係にある会社（以下「関連会社」といいます。）は、前項の第三者に該当せず、遂行目的の範囲内において、秘密情報を開示し利用させることができるものとします。但し、メンバー又は当社は、当該関連会社に対して、自己と同等以上の秘密保持義務を負わせることを条件とします。また、当該関連会社の義務違反につき全責任を負うものとします。
- 4 メンバー及び当社は、秘密情報を、善良なる管理者としての注意義務をもって適切に管理するものとします。
- 5 メンバー及び当社は、それぞれ自己の従業員、退職者、派遣社員及び常駐する協力会社の社員に対して秘密保持義務を遵守するよう適切に教育、指導及び管理監督するものとします。
- 6 メンバー及び当社は、事前に相手方の承諾を得て、秘密情報を第三者に開示する場合は、当該第三者に対して自己と同等以上の秘密保持義務を負わせるものとし、当該第三者の義務違反につき全責任を負うものとします。

第 21 条（個人情報の取扱い）

- 1 本条各項において、メンバー及び当社は、業務を遂行するために開示を受けた個人情報の適切な保護を目的として個人情報の取扱いに関する事項を定めるものとします。
- 2 メンバー契約において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する個人情報であり、全ての個人に関する氏名、住所、生年月日、メールアドレス

ス等の記述、画像または音声等により特定の個人を識別できる情報（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）、及びこれに付随して取り扱われる個人に関する全ての情報をいうものとしします。

- 3 メンバー及び当社は、業務を遂行するために相手方から開示され、知り得た個人情報を、事前に相手方の同意を得た場合を除き、業務の実施のために必要な範囲を超えて、複写、複製、加工し、または第三者に開示または漏洩しないものとしします。また、業務の実施のために必要な最小限の範囲を超えて、個人情報にアクセスし、又は使用しないものとしします。
- 4 メンバー及び当社は、個人情報を、善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理するものとしします。
- 5 メンバー及び当社は、個人情報を破損・損失のないよう十分注意して取り扱い、個人情報に対して、不正なアクセス、漏えい、盗用、滅失または毀損等がない様に安全管理のために必要かつ合理的な措置を講じるものとしします。
- 6 メンバー及び当社は、それぞれ自己の従業員・退職者・派遣社員・常駐する協力会社の社員に対して個人情報を保護するように適切に教育・指導・管理監督するものとしします。
- 7 メンバー及び当社は、必要な業務が終了した場合、及び個人情報が不要となった場合、又は相手方からの要求があった場合には、速やかに個人情報を消去するか、又は相手方に返還するものとし、ファイル又は個人情報書類等媒体物が存在する場合には、相手方の責任において個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄するものとしします。
- 8 メンバー及び当社は、相手方または再委託先において相手方から開示された個人情報を漏えい、盗用、流出、紛失する等の事故発生の実態、または発生のおそれがあると認められる時は、速やかに相手方に報告し、相手方の指示に従い、被害の拡大及び再発を防止するために必要な措置を講じるものとしします。

第22条（反社会的勢力の排除）

- 1 メンバーは、当社に対し、反社会的勢力の排除に関する次の各号を表明し保証するものとしします。万が一、自己の違反を発見した場合は、直ちに当社にその事実を報告するものとしします。
 - (1) 自ら又は役員、実質的に経営に関与する者、従業員等（以下「役員等」といいます。）が、「反社会的勢力」（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいいます。）でないこと
 - (2) 自ら又は役員等が、反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら資金又は役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び反社会的勢力と交友関係に

ないこと

- (3) 自ら又は役員等が第三者を利用して、相手方及び相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害および信用の毀損をする行為等を行わないこと

2 当社は、メンバーについて前項の表明ないし保証に反する事実が判明したとき、その他、次の各号に該当する場合には、相手方に対して催告することなく、全ての契約（メンバー 契約を含みますがそれに限りません。）の全部または一部を解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、当該団体関係者、その他の反社会的勢力（以下

「暴力団等」といいます。）である場合、又は暴力団等であった場合

- (2) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為、及び脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (3) 殊更に、自身が暴力団等である旨を伝え、関係団体又は関係者が暴力団等である旨を伝える等した場合
- (4) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損した場合、又は毀損するおそれのある行為をした場合
- (5) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合

第23条（退会リクエスト）

当社は、以下の事項を考慮に入れて、メンバーに退会リクエストを行うことがあります。退会リクエストを受けたメンバーは、一定期間経過後に本サービスを停止され、メンバー 契約は自動的に終了します。メンバーは退会リクエストを拒否することができず、当社は退会リクエストを行った理由を開示する義務を負いません。

- (1) フォロワーが減った場合
- (2) フォロワーを購入していた場合
- (3) ネガティブな炎上があった場合
- (4) 公序良俗に反した場合
- (5) 懸賞参加用、又はそれに相当するアカウントと当社が判断した場合
- (6) その他、本規約の趣旨に沿って当社が不相当と判断した場合

第24条（退会）

当社は、メンバーが次の各号に該当した場合、何ら催告なくして、メンバー契約を解除できるものとします。

- (1) メンバー契約に基づき発生した債務の全部又は一部について不履行があり、相当の

期間を定めた催告を受けたにもかかわらず当該期間内に履行しない場合

- (2) 当社に届け出た事項に変更があり、その変更の届け出を速やかに行わない場合、また変更後の内容が本規約に違反する場合
- (3) 第三者より仮差押、仮処分又は強制執行を受けた場合
- (4) 破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあった場合
- (5) 解散の決議をした場合
- (6) その他信用状況が悪化、又はそのおそれがある場合
- (7) その他本規約に違反した場合

第25条（準拠法）

本規約、メンバー契約は、効力、解釈および履行を含む全ての事項について、日本国法に準拠します。

第26条（合意管轄）

本規約、メンバー契約に関する訴訟については、訴額に応じ、岡山地方裁判所又は岡山簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

（実施期日） 本改訂規約は、2021年6月1日から実施します。